

○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会入札審査会に関する

要領

〔平成 25 年 4 月 24 日〕
〔茨指運協第 6 号〕

(目的)

第 1 条 この要領は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会（以下「協議会」という。）における入札事務の透明性を図るため、入札に係る審査会について必要な事項を定めることを目的とする。

(入札審査会の設置)

第 2 条 協議会に、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会入札審査会（以下「入札審査会」という。）を置く。

2 入札審査会は、協議会が執行する入札に係る、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成 6 年水戸市規程第 5 号）第 40 条各号及び水戸市物品調達等の契約事務に関する規程（平成 7 年水戸市規程第 10 号）第 8 条各号に掲げる事項について審査等を行う。

(入札審査会の組織)

第 3 条 協議会における入札審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には、総務部会の部会長をもって充てる。

3 副会長には、共同運用検討部会の部会長をもって充てる。

4 委員には、総務部会及共同運用検討部会の副部会長並びにいばらき消防指令センターのセンター長及び副センター長をもって充てる。

5 前項に掲げるもののほか、協議会会長が特に必要があると認めるときは、協議会会長が指名した者をもって委員とすることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会は、必要に応じて会長が召集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員（その代理者を含む。）の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(持回り審査)

第 6 条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、持回り審査により審査会の審査に代えることができる。

(補則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、入札審査会について必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月14日）
この要領は、公布の日から施行する。